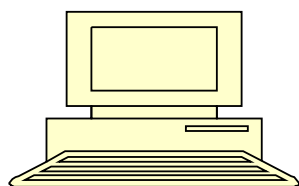


介護サービス情報の公表

平成12年度に始まった介護保険制度。介護サービス事業所の数は充実してきましたが、利用者のみなさんからはサービスを適切に選択するための情報が少ないという声がありました。介護保険の理念である「利用者の選択」を実現するため、平成18年度の制度改正のひとつとして、平成18年4月から都道府県が実施主体となり、「介護サービス情報の公表」制度が始まりました。

この制度は、利用者のみなさんが介護サービス事業所を比較検討のうえ、選択できるよう支援することが目的で、介護サービス事業所を格付けするものではありません。調査方法は、都道府県が指定した第三者的立場の調査機関が客観的事実確認のために、介護サービス事業所の訪問調査を実施します。調査結果は、特定の事業所に偏ることのない中立・公正な指定情報公表センターという機関のホームページで公表されます。神奈川県では、「神奈川県介護サービス情報公表センター」に公表されておりますので、ご活用ください。



神奈川県介護サービス情報公表センター

<https://center.rakuraku.or.jp>

外部評価

地域密着型サービスである定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と小規模多機能型居宅介護事業所、認知症対応型共同生活介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所は、毎年自ら提供するサービスの質の評価（自己評価）を行うとともに、外部のものによる評価（外部評価）を受け、それらの結果を公表することとなっています。

評価結果は、独立行政法人福祉医療機構のホームページ「WAM NET（ワムネット）」や（社）かながわ福祉サービス振興会のホームページ「介護情報サービスかながわ」に公表されております。また、高齢介護課においても事業所より提出を受けた分について、閲覧することができます。

WAM NET（ワムネット） <https://www.wam.go.jp>

トップページ→介護→介護保険地域密着型サービス外部評価情報

介護情報サービスかながわ

<https://www.rakuraku.or.jp/kaigonavi>

トップページ→地域密着型サービスの評価

